北海道版避難所マニュアル　新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行（令和７年３月）</th><th>改　正（令和８年３月）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>－</td><td>＊＊＊　もくじ　＊＊＊
（略）
（新設）
３　災害関連死の予防について　・・・・・・・・・・・ 34
４　トイレについて　・・・・・・・・・・・ 35
５　感染症対策について　・・・・・・・・・・・ 39
６　女性をはじめとした多様な視点について　・・・・・・・・・・・ 41
第４章　福祉避難所の運営手順と留意点　・・・・・・・・・・・ 52
１　福祉避難所開設の検討　・・・・・・・・・・・ 52
２　安全性と受入規模の確認　・・・・・・・・・・・ 52
３　生活相談員の確保・配置　・・・・・・・・・・・ 52
４　設備・備蓄品の確認　・・・・・・・・・・・ 53
５　開設の周知　・・・・・・・・・・・ 53
６　避難者の受入れ　・・・・・・・・・・・ 53
７　担当職員の運営体制の整備　・・・・・・・・・・・ 54
８　支援の提供　・・・・・・・・・・・ 54
９　緊急入所等の実施　・・・・・・・・・・・ 55
１０　福祉避難所の閉鎖　・・・・・・・・・・・ 55
１１　その他　・・・・・・・・・・・ 55
第５章　広域避難（２次避難）の手順と留意点　・・・・・・・・・・・ 57
１　広域避難の実施手順について　・・・・・・・・・・・ 58
２　避難者の移動について　・・・・・・・・・・・ 64
３　避難所の受入れについて　・・・・・・・・・・・ 67
４　避難所運営について　・・・・・・・・・・・ 68
５　避難者の帰還について　・・・・・・・・・・・ 69
第６章　“まさか”に備える平時の取組　・・・・・・・・・・・ 72
１　市町村における体制整備　・・・・・・・・・・・ 72
２　避難所の指定　・・・・・・・・・・・ 74
３　被害想定を踏まえた事前の備え　・・・・・・・・・・・ 75
４　避難所に必要となる設備・物資の例　・・・・・・・・・・・ 76
５　地域の避難所マニュアルの作成　・・・・・・・・・・・ 79
６　避難所運営訓練や「Do はぐ」の実施　・・・・・・・・・・・ 81</td><td>＊＊＊　もくじ　＊＊＊
（略）
３　暑さ対策について　・・・・・・・・・・・ 34
４　災害関連死の予防について　・・・・・・・・・・・ 36
５　トイレについて　・・・・・・・・・・・ 37
６　感染症対策について　・・・・・・・・・・・ 41
７　女性をはじめとした多様な視点について　・・・・・・・・・・・ 43
第４章　福祉避難所の運営手順と留意点　・・・・・・・・・・・ 54
１　福祉避難所開設の検討　・・・・・・・・・・・ 54
２　安全性と受入規模の確認　・・・・・・・・・・・ 54
３　生活相談員の確保・配置　・・・・・・・・・・・ 54
４　設備・備蓄品の確認　・・・・・・・・・・・ 55
５　開設の周知　・・・・・・・・・・・ 55
６　避難者の受入れ　・・・・・・・・・・・ 55
７　担当職員の運営体制の整備　・・・・・・・・・・・ 56
８　支援の提供　・・・・・・・・・・・ 56
９　緊急入所等の実施　・・・・・・・・・・・ 57
１０　福祉避難所の閉鎖　・・・・・・・・・・・ 57
１１　その他　・・・・・・・・・・・ 57
第５章　広域避難（２次避難）の手順と留意点　・・・・・・・・・・・ 59
１　広域避難の実施手順について　・・・・・・・・・・・ 60
２　避難者の移動について　・・・・・・・・・・・ 67
３　避難所の受入れについて　・・・・・・・・・・・ 70
４　避難所運営について　・・・・・・・・・・・ 70
５　避難者の帰還について　・・・・・・・・・・・ 71
第６章　“まさか”に備える平時の取組　・・・・・・・・・・・ 75
１　市町村における体制整備　・・・・・・・・・・・ 75
２　避難所の指定　・・・・・・・・・・・ 77
３　被害想定を踏まえた事前の備え　・・・・・・・・・・・ 78
４　避難所に必要となる設備・物資の例　・・・・・・・・・・・ 79
５　地域の避難所マニュアルの作成　・・・・・・・・・・・ 82
６　避難所運営訓練や「Do はぐ」の実施　・・・・・・・・・・・ 84</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td>＊＊＊　第１章　はじめに　＊＊＊
（略）
２　避難所生活の「質の向上」をめざす取組（第３章）
（略）
（新設）</td><td>＊＊＊　第１章　はじめに　＊＊＊
（略）
２　避難所生活の「質の向上」をめざす取組（第３章）
（略）
□　暑さ・熱中症の予防対策</td><td>カムチャツカ半島付近の地震に係る「振り返り」を踏まえた修正</td></tr>
<tr><td>16</td><td>＊第２章　避難所運営の基本的手順と留意点＊
２　避難者を受け入れよう
（略）
（５）設備・備蓄品の確認
（略）
③　食料、飲料
<table><tr><td>□　食料</td><td>□　飲料水</td><td>□　乳幼児用ミルク</td></tr><tr><td>□　離乳食</td><td>□　アレルギー対応食</td><td>（新設）</td></tr></table></td><td>＊第２章　避難所運営の基本的手順と留意点＊
２　避難者を受け入れよう
（略）
（５）設備・備蓄品の確認
（略）
③　食料、飲料
<table><tr><td>□　食料</td><td>□　飲料水</td><td>□　乳幼児用ミルク</td></tr><tr><td>□　離乳食</td><td>□　アレルギー対応食</td><td>□　塩分タブレット</td></tr></table></td><td>カムチャツカ半島付近の地震に係る「振り返り」を踏まえた修正</td></tr>
</table>

北海道版避難所マニュアル　新旧対照表

頁	現　行（令和7年3月）	改　正（令和8年3月）	備考
16	④　生活用品等 □　段ボールベッド　※　□　毛布　□　電気毛布 □　冬用寝袋　□　タオル　□　下着 □　衣類　□　電池　□　紙おむつ（子ども用・大人用） □　ティッシュペーパー　□　トイレットペーパー　□　トイレ掃除用品 □　手指消毒液　□　燃料(灯油等)　□　防犯ブザー □　生理用品　□　中身が見えないゴミ袋　□　布団・枕 （新設）	④　生活用品等 □　段ボールベッド　※　□　毛布　□　電気毛布 □　冬用寝袋　□　タオル　□　下着 □　衣類　□　電池　□　紙おむつ（子ども用・大人用） □　ティッシュペーパー　□　トイレットペーパー　□　トイレ掃除用品 □　手指消毒液　□　燃料(灯油等)　□　防犯ブザー □　生理用品　□　中身が見えないゴミ袋　□　布団・枕 □　冷却タオル	カムチャツカ半島付近の地震に係る「振り返り」を踏まえた修正
34 35 36	第３章　避難所生活の「質の向上」について （略） （新設）	第３章　避難所生活の「質の向上」について （略） ３　暑さ対策について 近年の気候変動に伴い、北海道においても避難生活を行う住民の方々への暑さ対策に留意が必要です。 被災や避難生活に伴う疲労・体調不良・栄養不足等により熱中症のリスクが高くなる可能性がありますので、暑さに起因する健康被害を防止するための対策を行いましょう。 □　具体な対策 ・　気温が高い、風が弱い、湿度が高い、急に暑くなった日は、熱中症に注意が必要です。室内に温度計・湿度計を用意して、定期的に確認しましょう。 ・　避難所の規模や設備状況に応じて適切な冷房設備の整備や、スポットクーラー、扇風機などを備えましょう。 ・　停電等により、冷房機器や扇風機が使用できない場合には、遮光カーテン、すだれ等で日光を遮り、風通しをよくするほか、濡れたタオル等を体に当て、うちわであおぐなど、体を冷やしましょう。うち水の実施や氷柱の設置も有効です。 ・　飲料を配布し、こまめに水分補給を行うよう促しましょう。汗をたくさんかいた場合は、塩分も必要です。スポーツドリンクや塩分タブレット等を確保し、脱水症状を予防しましょう。 ・　高齢者やこども、障がい者、また持病のある方々は特に注意し、体調の変化には、気を配りましょう。周りの方々にも見守りの協力をいただきながら、異変があった場合は、急いで医療機関を受診するようにしましょう。 □　熱中症予防のための啓発 避難生活を始められた方はどのような疾患に注意したほうが良いか気づくことが難しい状況にあります。エコノミークラス症候群予防や熱中症対策は避難所開設時から啓発を開始する必要があります。 【参考】 ◇ 厚生労働省全体リーフレット https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html ◇ 厚生労働省　災害時熱中症対策リーフレット https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pdf/nettyuu-saigaiji.pdf ◇　厚生労働省　停電時の熱中症対策リーフレット	カムチャツカ半島付近の地震に係る「振り返り」を踏まえた修正

北海道版避難所マニュアル　新旧対照表

頁	現　行（令和７年３月）	改　正（令和８年３月）	備考
		https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pdf/aircon.pdf ◇　環境省熱中症予防サイト（暑さ指数WBGT）） https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php?utm_source=chatgpt.com □　クーリングシェルターの設置 災害時においても熱中症疑いの方や熱中症を発症しやすい小さなお子様、障がい者や高齢者が簡易的に涼むことできるクーリングシェルターを設営することが望ましいです。屋外に設営した発電機の電源で小さな部屋のエアコンを稼働させるなど、冷涼な環境を停電時も運用できる対策が望まれます。 □　支援者側の活動対策 災害対応等に携わる行政職員、外部支援者等すべての人たちが熱中症の発症予防に留意することが必要です。WBGT指数を把握できるように運営し、熱中症警戒アラートが出た場合や、指数を超えた場合には活動を控える対策が欠かせません。熱中症は自らが気づかないうちに進行することがあるため、活動する際には複数人での行動とし、定期的に水分摂取を行い、お互いの体調確認をすることも大切です。 □　電源の確保 停電時にエアコンを稼働させるためには大容量の電源を必要とし、発動発電機で多数動かすことは困難です。指定避難所に外部受電盤を設置して電源車等により稼働させられるようにするなど、停電時の電源運用の仕組みづくりが必要です。スポットクーラーは熱を発生するため、排熱対策にも留意しましょう。	
36	（略） ３　災害関連死の予防について	（略） 4　災害関連死の予防について	
37	（略） ４　トイレについて	（略） 5　トイレについて	
41	（略） **５　感染症対策について**	（略） 6　感染症対策について	
43	（略） ６　女性をはじめとした多様な視点について	（略） 7　女性をはじめとした多様な視点について	
50	（略） （４）高齢者の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和６年（2024年）１月１日現在、道内には約166万人の高齢者の方々がおり、道内人口に占める高齢者の割合は33.1%に達しています。 このため、少なくとも避難者の３分の１が高齢者であることを考慮し、避難所運営を実施していく必要があります。	（略） （４）高齢者の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和7年（2025年）１月１日現在、道内には約166万人の高齢者の方々がおり、道内人口に占める高齢者の割合は33.4%に達しています。 このため、少なくとも避難者の３分の１が高齢者であることを考慮し、避難所運営を実施していく必要があります。	時点修正
51	（略） （５）障がい者の視点 “障害者基本法”では、「障がい者」を、身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者と定義しています。 道内には、令和５年（2023年）３月３１日現在、身体障がい者は約28万６千人、知的障がい者は約７万人、精神障がい者は約５万７千人おり、こうした方々も災害時には避難所に滞在	（略） （５）障がい者の視点 “障害者基本法”では、「障がい者」を、身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者と定義しています。 道内には、令和6年（2024年）３月３１日現在、身体障がい者は約28万2千人、知的障がい者は約７万１千人、精神障がい者は約６万人おり、こうした方々も災害時には避難所に滞在	時点修正

北海道版避難所マニュアル　新旧対照表

頁	現　行（令和７年３月）	改　正（令和８年３月）	備考
	することが想定されます。	することが想定されます。	
54	第４章　福祉避難所の運営手順と留意点 （略） ３　生活相談員の確保・配置 （略） 〔窓口〕　北海道保健福祉部総務課危機管理係　電話：011-204-5242（直通）	第４章　福祉避難所の運営手順と留意点 （略） ３　生活相談員の確保・配置 （略） 〔窓口〕　北海道保健福祉部総務課　電話：011-204-5242（直通）	R7 組織機構改正の反映
57	（略） ８　支援の提供 （略） 〔窓口〕　北海道保健福祉部総務課危機管理係　電話：011-204-5242（直通）	（略） ８　支援の提供 （略） 〔窓口〕　北海道保健福祉部総務課　電話：011-204-5242（直通）	R7 組織機構改正の反映
62	第５章　広域避難（２次避難）の手順と留意点 （略） （新設）	第５章　広域避難（２次避難）の手順と留意点 （略） 　また、ホテル・旅館等を避難先として活用する際は、関係部局と連携し、庁内の役割分担や確保方策、マッチング方法等を決めてくことが重要です。 　平時から、協定の締結等により、協議内容を文書化して共有しておくことも重要であり、加えて、ホテル・旅館等や旅館業団体等と、文書化した協議内容や、発災時の連絡先や要請手続、対応手順等を定期的に確認し、協定の実効性確保に努めましょう。 　ホテル・旅館等を避難先とする場合は、国のガイドラインも参考にしてください。 　「災害時においてホテル・旅館等を避難所として活用する際のガイドライン」（令和７年１２月：内閣府） 　→https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/2jihinan.html	国の「災害時においてホテル・旅館等を避難所として活用する際のガイドライン」策定を踏まえた修正
69	（略） ２　避難者の移動について （略） （２）被災市町村による広域避難名簿の作成	（略） ２　避難者の移動について （略） （３）被災市町村による広域避難名簿の作成	誤字修正

北海道版避難所マニュアル　新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行（令和７年３月）</th><th>改　正（令和８年３月）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>80</td><td>＊第６章　“まさか”に備える平時の取組＊
（略）
４　避難所に必要となる設備・物資の例
（略）
③　食料、飲料
<table><tr><td>☐　食料</td><td>☐　飲料水</td><td>☐　乳幼児用ミルク</td></tr><tr><td>☐　離乳食</td><td>☐　アレルギー対応食</td><td>（新設）</td></tr></table>
④　生活用品等
<table><tr><td>☐　段ボールベッド　※</td><td>☐　毛布</td><td>☐　電気毛布</td></tr><tr><td>☐　冬用寝袋</td><td>☐　タオル</td><td>☐　下着</td></tr><tr><td>☐　衣類</td><td>☐　電池</td><td>☐　紙おむつ（子ども用・大人用）</td></tr><tr><td>☐　ティッシュペーパー</td><td>☐　トイレットペーパー</td><td>☐　トイレ掃除用品</td></tr><tr><td>☐　手指消毒液</td><td>☐　燃料(灯油等)</td><td>☐　防犯ブザー</td></tr><tr><td>☐　生理用品</td><td>☐　中身が見えないゴミ袋</td><td>☐　布団・枕</td></tr><tr><td>（新設）</td><td></td><td></td></tr></table></td><td>＊第６章　“まさか”に備える平時の取組＊
（略）
４　避難所に必要となる設備・物資の例
（略）
③　食料、飲料
<table><tr><td>☐　食料</td><td>☐　飲料水</td><td>☐　乳幼児用ミルク</td></tr><tr><td>☐　離乳食</td><td>☐　アレルギー対応食</td><td>☐　塩分タブレット</td></tr></table>
④　生活用品等
<table><tr><td>☐　段ボールベッド　※</td><td>☐　毛布</td><td>☐　電気毛布</td></tr><tr><td>☐　冬用寝袋</td><td>☐　タオル</td><td>☐　下着</td></tr><tr><td>☐　衣類</td><td>☐　電池</td><td>☐　紙おむつ（子ども用・大人用）</td></tr><tr><td>☐　ティッシュペーパー</td><td>☐　トイレットペーパー</td><td>☐　トイレ掃除用品</td></tr><tr><td>☐　手指消毒液</td><td>☐　燃料(灯油等)</td><td>☐　防犯ブザー</td></tr><tr><td>☐　生理用品</td><td>☐　中身が見えないゴミ袋</td><td>☐　布団・枕</td></tr><tr><td>☐　冷却タオル</td><td></td><td></td></tr></table></td><td>カムチャツカ半島付近の地震に係る「振り返り」を踏まえた修正</td></tr>
<tr><td>82</td><td>（略）
５　地域の避難所マニュアルの作成
（略）
【参考】
道内市町村の避難所マニュアル策定状況は、令和６年(2024 年)５月現在 78%です。
32 の市町村では避難所マニュアルがなく、大半は近い将来に策定予定としていますが、策定予定のない町では、災害時は行政職員が避難所運営をすることとしていたり、町が開設した避難所を住民組織が自主運営することとしています。</td><td>（略）
５　地域の避難所マニュアルの作成
（略）
【参考】
道内市町村の避難所マニュアル策定状況は、令和７年(2025 年)８月現在 88%です。
21 の市町村では避難所マニュアルがなく、大半は近い将来に策定予定としていますが、策定予定のない町では、災害時は行政職員が避難所運営をすることとしていたり、町が開設した避難所を住民組織が自主運営することとしています。</td><td>時点修正</td></tr>
<tr><td>83</td><td>（略）
<table><tr><td>マニュアルの目次</td><td>避難所マニュアル北海道版の参照ページ</td></tr><tr><td>避難所運営の役割分担</td><td>19～20 ページ</td></tr><tr><td>必要となる資機材・備蓄</td><td>15～17 ページ</td></tr><tr><td>避難所のレイアウト</td><td>6～11 ページ</td></tr><tr><td>市町村との情報伝達</td><td>17 ページ</td></tr><tr><td>受付簿など関連書式</td><td>様式集</td></tr><tr><td>業務チェックシート</td><td>運営業務チェックシート</td></tr><tr><td>平時の準備</td><td>72～86 ページ</td></tr><tr><td>避難所運営の留意点</td><td>4～51 ページ</td></tr></table></td><td>（略）
<table><tr><td>マニュアルの目次</td><td>避難所マニュアル北海道版の参照ページ</td></tr><tr><td>避難所運営の役割分担</td><td>19～20 ページ</td></tr><tr><td>必要となる資機材・備蓄</td><td>15～17 ページ</td></tr><tr><td>避難所のレイアウト</td><td>6～11 ページ</td></tr><tr><td>市町村との情報伝達</td><td>17 ページ</td></tr><tr><td>受付簿など関連書式</td><td>様式集</td></tr><tr><td>業務チェックシート</td><td>運営業務チェックシート</td></tr><tr><td>平時の準備</td><td>75～89 ページ</td></tr><tr><td>避難所運営の留意点</td><td>4～57 ページ</td></tr></table></td><td></td></tr>
</table>